

警視庁は「3次元顔形状データベース自動照合システム」の試験的運用をただちに中止せよ！

■ 町じゅうにいま監視カメラが設置され、私たちは監視カメラに撮影されずに行動することはできない状況におかれています。警視庁は、この監視カメラをネットワークで結びつけて、公共空間を通行する私たちの顔画像データを警視庁にリアルタイムで送信させ、これを「テロリストや指名手配犯等」の顔写真のデータベースと自動照合する計画の実行に着手しました(「3次元顔形状データベース自動照合システム」)【*1】。町を歩いているだけなのに、「犯罪者に似ている」とコンピュータが判断すれば、ただちに警察官に包囲される——こんなおそろしい計画を許してはなりません。

■ このシステムの試験的運用を開始するために、警視庁は昨年2月、「モデル地区施設」の「事業者」との間で、「システム接続協力に関する協定書」を結びました【*2】。この「協定」にもとづいて警視庁は現在、当該施設を利用するすべての市民の顔画像データを本人に無断で警視庁に送信させ、「3次元顔形状データベース」と自動照合しているのです。

■ しかも警視庁は、この「事業者」は誰であり、「施設」は何であり(空港、鉄道、地下鉄等々)、それはどこにあるのか、さらには試験的運用の開始と終了の時期はいつなのか、これらを一切明らかにしていません。

■ いうまでもなく、公共空間を移動する市民を本人の承諾なしに撮影し、画像データを自動照合することは、肖像権・プライバシーの権利(自己情報コントロール権)を侵害するものであり憲法13条違反です。「テロリストや指名手配犯」の捜索等を口実にして、警視庁が、治安対策の観点から無差別に市民の顔写真を取得し、「いつ・どこを・移動しているか」を把握するなどということを許してはなりません。【*1】『2020年の東京』への実行プログラム2012(131頁参照)[東京都知事本局 2011年12月策定]

【*2】 ↓「協定書」事業者名も運用期間も墨塗りされている

